

Yes To Life, No To Drugs!

違法ドラッグや大麻をはじめとした、薬物の乱用が社会問題となっています。これらの薬物は、容易に体内に摂取できることから抵抗感や罪悪感が希薄になりやすく、乱用の拡大が懸念されています。

違法ドラッグ



大変危険です

違法ドラッグとは？

「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」「デザイナーズドラッグ」とも呼ばれ、多幸感、快感等を高めるものとして販売されています。違法ドラッグを販売する店舗は「合法」と強調し、あたかも「安全」であるかのように販売しますが、身体に有害な成分が含まれており、非常に危険です。規制を逃れるため、アロマ、お香、芳香剤、ハーブ、ビデオクリーナー、観賞用植物などを装い販売されているものもありますが、人体への使用により危害が発生するおそれがあり、法律で製造・輸入・販売等が禁止されています。

販売方法は？

「ヘッドショップ」と称する店舗や専門のインターネットサイト等で、お香、アロマオイル、芳香剤、バスソルトなどを装い販売されています。

危険性は？

違法ドラッグの摂取や使用による錯乱状態で他人を殺害した例や過量使用による急性中毒死など、命にかかる事故・事件を引き起こしています。また、違法ドラッグの乱用を通じて麻薬等の乱用へと移行する危険性が高く、さらには犯罪等へ悪用され、社会全体に影響を及ぼす恐れがあります。

たいま 大麻(マリファナ)

たいま 大麻とは?



乾燥大麻

たいまそらはかんそう
大麻草の葉を乾燥させたものや、樹脂を固めたものがあ
ります。所持したり、提供したりすることはもちろん、不
せいさいばい しょばつたいじょう
正栽培も処罰対象となります。種子の売買にあたり、「観賞
もくとき いわけつう
目的」という言い訳は通じません。

はかんそう
「ハッパ(葉を乾燥させたもの)」「グラス(葉を乾燥させ
たもの)」「チョコ(樹脂を固めたもの)」などの隠語があり
ます。

きけんせい 危険性は?

たいまがい
「大麻に害がない」というのは全くの誤解です。
アルコールやたばこと比べて、人体への有害性は低いと
いうことはありません。WHO(世界保健機関)の報告に
よると、記憶への影響、学習能力の悪化、知覚の変化、人
格喪失などを引き起こすほか、使用をやめても依存性が残
るなどとされています。

三重県では、薬物乱用に関する相談を受け付けています。
最寄りの保健所へ連絡してください。

お問い合わせ先 午前8時30分より午後5時15分まで 土・日・祝を除く

保 健 所	電 話	住 所
桑名保健所	0594-24-3623	桑名市中央町5-71
鈴鹿保健所	059-382-8674	鈴鹿市西条5-117
津保健所	059-223-5112	津市桜橋3-446-34
松阪保健所	0598-50-0529	松阪市高町138
伊勢保健所	0596-27-5151	伊勢市勢田町628-2
伊賀保健所	0595-24-8080	伊賀市四十九町2802
尾鷲保健所	0597-23-3461	尾鷲市坂場西町1-1
熊野保健所	0597-85-4102	熊野市井戸町383
こころの健康センター	059-223-5241	津市桜橋3-446-34
健康福祉部薬務感染症対策課	059-224-2330	津市広明町13
四日市市保健所	059-352-0592	四日市市諏訪町2-2



薬物乱用防止ポスター 最優秀作品